**○外務省告示第三十九号**

平成二十七年一月二十三日にアスマラで、食糧援助に関する次の概要の書簡の交換がエリトリア国政府との間に行われた。

外務大臣　岸田　文雄

1　援助の目的及び内容　食糧援助規約に関連して行われる食糧援助を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　二億五千万円

3　贈与の供与期限　平成二十七年三月三十一日まで

4　署名者

日　本　側　寺田達志在エリトリア大使

エリトリア側　ギオルギス・テクレミカエル国家開発大臣

平成二十七年二月十三日

**○農林水産省告示第三百五号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年二月十三日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　鹿児島県薩摩郡さつま町求名字湯ノ谷一〇五三、一〇六九、一〇七一の一、一〇七二、一〇七六の二

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県庁及びさつま町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第三百六号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年二月十三日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　鹿児島県出水市高尾野町江内字下段一二〇三の一、一二〇四の一、一二〇六の一、一二〇六の三

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県庁及びさつま町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第三百七号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年二月十三日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　鹿児島県薩摩郡さつま町求名字桑水流四一八八の一、四一八八の一一、四一八九の一、四一八九の三、四一八九の四、四一八九の乙一、四一八九の乙二、四一九〇のロ、四一九一の一、四一九三の一、四一九三の二、字搦四二二〇の二、四二二一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字桑水流四一八八の一・四一八八の一一・四一八九の一・四一八九の三・四一八九の四・四一八九の乙一・四一八九の乙二・四一九〇のロ・四一九一の一・四一九三の一・四一九三の二・四二二一（以上十三筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鹿児島県庁及びさつま町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第三百八号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年二月十三日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　熊本県上益城郡山都町大見口字関所九九六、字積前九九八の一二

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び山都町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第三百九号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年二月十三日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　鹿児島県薩摩川内市祁答院町上手字楠原七一五の一、七一五の二、七一七の二、七三〇の一、七三一の一、七三一の七

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県庁及び薩摩川内市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第三百十号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年二月十三日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　北海道中川郡幕別町字途別七二二・七五一（以上二筆国有林）、三八四の二・三八五の一・三八七・三八八の二・三九二の一・三九七・七二三（以上七筆について次の図に示す部分に限る。）、三八六、三九一の三、三九二の二、七四一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道庁並びに幕別町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第三百十一号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年二月十三日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　北海道上川郡和寒町字福原一八の一地先・虻田郡洞爺湖町洞爺湖温泉二五三（以上一筆地先一筆国有林。次の図に示す部分に限る。）、河東郡上士幌町字居辺東十五線二四一の一地先・富良野市字東山一一六の一地先・一〇七の二・一一三の一・一一六の一・和寒町字福原一八の一・留寿都村字豊岡六二の二（以上二筆地先五筆について次の図に示す部分に限る。）、六二の六、六三の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道庁並びに富良野市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）